

りてらこや新潟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「りてらこや 新潟」と称する。

(事務局所在地)

第2条 本会の事務局を新潟県新潟市中央区長嶺町1-13に置く。

(目的)

第3条 本会は、いかなる母語の話者についても、その読み書きの能力を身につけ、向上させる権利を持つと考える。そして、その能力を習得し向上させることができるよう、相互扶助の精神で、教材作りやワークショップを行うことにより、平和で安定した社会、国籍や民族の別を超えた友好的人間関係の構築に貢献することを目指す。

(活動内容)

第4条 リテラシー・言語コミュニケーション能力向上のための互助的支援活動を行う。
特に、日本語を母語としない児童生徒のための教材作りなどを通して読み書き学習の支援を行う。
留学生や日本語を母語としない市民の母語を生かした活動、母語の継承学習のための活動を支援・実施する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の趣旨を理解し、協力したいと思いかつ、上記活動に関して何らかの具体的な協力ができる人。
1年以上、本会との連絡が絶えた場合、退会したものとみなす。

(賛助会員)

第6条 本会の趣旨に同意し、年1000円の会費を納めた人。具体的な活動に参加することは必要条件ではないが、賛助会員が具体的な活動に参加することは妨げない。

第3章 役員

(役員)

第7条 代表1名、会計1名、会計監査1名をおく。
賛助会員が3名以下、年間寄付金額が50万円以下の場合、代表が会計を兼ねることができる。会計監査は非会員、非賛助会員に委託する。

(役員の変更)

第8条 会員数が30名を超え、かつ賛助会員が4名以上になったら、1年に1回総会で、役員の変更について討議し、総会の決議に基づいて会長、会計、会計監査各1名を決定する。再任は妨げない。

(役員解任)

第9条 役員が規約に違反したり、本会の趣旨に反する行為を行ったりした場合は、総会の決議により解任することができる。

第4章 総会及び実行委員会

(会議)

第10条 本団体に、次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 実行委員会

(総会開催要件)

第 11 条 会員数が 30 名を超え、かつ賛助会員が 4 名以上になったら、1 年に 1 回総会を開催する。

第 12 条 代表が必要と判断した場合、臨時に開催することを妨げない。

(総会議決定数)

第 13 条 会員・賛助会員の 7 割の出席により、総会の議決が成立する。欠席者は委任状の提出により、出席とみなされる。

第 14 条 議決は会員・賛助会員の多数決による。

(総会付議事項)

第 15 条 総会に付議する事項は次の通りである。

- 1) 活動計画及び予算決定に関する事項
- 2) 活動報告及び決算報告に関する事項
- 3) その他運営に関する重要な事項

(実行委員会開催要件)

第 16 条 本会の目的に沿った個別の活動ごとに、会員からなる実行委員会を置くことができる。

(実行委員会の権限)

第 17 条 本会の目的に沿った個別の活動に限り、当該活動に参加する会員が話し合っ、必要な決定をすることができる。

第 5 章 会計

(会計)

第 18 条 会の運営にかかる費用は、賛助会員による会費と寄付、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第 19 条 会員は無償で労働力を提供することで、会費は免除される。
賛助会員の会費は1年 1000 円とする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 附則

(細則の制定)

第 21 条 本規約施行のため必要な細則は、総会の決議を経て決定される。

(規約の改廃)

第 22 条 本規約の改廃については、総会の議決を経て決定される。

附則

この規約は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。ただし、会員・賛助会員が規定の数に達したら、速やかに総会を行い、本規約の改廃について討議する。

附則2

事務局が下記の通り 2023 年 10 月に転居したことから、24 年 4 月より規約第 2 条(事務局所在地)を通り変更した。(変更前 新潟市中央区長嶺町 6-18-1)